

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76-2151 内線222、223

学生納付特例制度ご存知ですか

学生納付特例制度とは？

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下（所得がない）の場合には、申請により保険料が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生等です。

学生納付特例を受けると年金受給資格に算定されます。「未納」にしていると、将来、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金の受給に際し、未納期間が保険料納付の資格期間から除外されてしまいます。

手続きはとても簡単です
手続きには年金手帳、学生証または在学証明証、印鑑が必要です

平成27年 新入学(園)期の安全旬間

運動期間 4月6日(月)～4月15日(水)

運動の重点 新入学(園)児童・園児の交通事故防止
全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底



街頭指導強化の日 4月10日(金)

『平成27年 春の全国交通安全運動』は、
5月11日(月)～5月20日(水)に実施します。

問い合わせ先 住民企画グループ ☎76-2151 (内線216)

平成27年 春の火災予防運動

4月20日から4月30日までの11日間

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。小さな火が大きな火災につながりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

統一標語『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1. サイレン吹鳴 | 4月20日～4月26日 午後7時 |
| 2. 消防車による町内広報 | 4月20日～4月30日 |
| 3. 防火パレード
(消防団・外郭団体等) | 4月18日(土)午後1時～ |
| 4. 防火・救急教室 | 期間中に随時実施
します。 |

【住宅用火災警報器はつけましたか？】
町内の電器店で取り扱っていますので、お尋ねください。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

栄養士の 食善食語



野菜を食べよう、1日350g！

健康日本21をご存知ですか？
厚生労働省の国民健康づくり運動です。
その中で、国民健康栄養調査のデータをもとにカルシウム、カリウム、ビタミンC、食物繊維などの栄養素を充分摂れる量として野菜の目標量を

1日350g、そのうち緑黄色野菜が120gと設定されています。

野菜は抗酸化物質を多く含み、ガンや生活習慣病の予防も期待されています。津別町内でもいろいろな種類の野菜が生産されています。



「早寝早起き朝ごはん」

野菜を知ろう：家によくある『トマト、なす、じゃが芋』には共通点があります。わかりますか？

新年度が始まりました。1日の始まりは朝食からです。朝ご飯をおいしく食べるには早寝早起きして、朝、お腹がすいていることです。寝ているときにコップ1杯の汗が出ていますので、朝は水分を補うことも大切です。

朝食の役割はエネルギーの補給、睡眠中に低くなった体温を上げます。また、腸を刺激して便通をととのえます。体温、体や脳の活動を上げます。結果、勉強や仕事の能率があがります。

2015オホーツク 「木製品」デザインコンペ

第30回オホーツク「木」のフェスティバル開催に併せて、2015オホーツク「木製品」デザインコンペを開催します。

応募資格

プロの部（オホーツク圏で木製品製造に携わる方）
アマチュアの部（道内に居住の方）

申込期間 3月17日～4月21日

賞金賞、他各賞（副賞あり）

応募方法 所定の申込書に必要事項を記入し、下記へ郵送または持参。

問い合わせ・申し込み先

2015オホーツク「木」のフェスティバル実行委員会
〒090-0811 北見市泉町1丁目3-18
オホーツク木のプラザ内
☎0157-25-1331

町有建物を活用しませんか

空き家となっている旧Aコープ共和店（前てんま屋）を活用される方の申し込みを受け付けます。希望される方は、平成27年4月24日までに連絡願います。概要については、次のとおりです。

所在 網走郡津別町字共和21番地6
物件概要 木造平屋建（敷地約1,030㎡）
店舗約163㎡、住宅約72㎡
賃貸料 36,900円（月額）

当該物件横の敷地も別途料金で貸付に応じます。

<参考>

敷地面積 約720㎡
貸付金額

162,600円（年額）

問い合わせ先 総務課管財グループ

☎76-2151 (内線210)



東京つべつ会の会員を募集しています

～お知り合いをお誘いください～

東京つべつ会は、平成2年に結成してから今年で25周年を迎えます。東京都とその近県に在住する津別町出身者や津別町に住んでいた方、津別町にゆかりのある方に会員となっていていただき、会員と津別町との交流、会員相互の睦を目的としています。毎年秋には、総会と懇親会「つべつを観て・食べる会」を開いています。町民の皆様のお知り合いにぜひご紹介ください。ご入会を希望される方がおりましたら、随時、事務局までご連絡ください。
問い合わせ先 東京つべつ会事務局（役場総務課庶務グループ）
☎76-2151 (内線208)

《美幌消費者協会会員募集》

悪徳商法の最新の手口など暮らしに役立つ情報をいち早く提供。消費生活展をはじめ、リサイクル手芸用品、料理教室など一年を通し様々な講座の開催。消費者協会の広報誌「すずらん」や道協会刊行の「北の暮らし」「きらめっく」など生活に役立つ情報誌が配布されます。年会費（個人）は1,000円で入会はどなたでも、いつでもすぐに入会できます。
問い合わせ先 美幌消費者協会 ☎・FAX 72-0366

津別町太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

補助金の額

設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第2未満は四捨五入）に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再生可能エネルギー推進グループ ☎76-2151 (内線318)

